

令和 7 年度安八町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱

令和 7 年 7 月 1 日

告示第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受け、厳しい経営環境にある町内の社会福祉施設を運営する社会福祉法人等（以下これらを「法人等」という。）に対して支援を行うため、予算の範囲内において令和 7 年度安八町社会福祉施設物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、安八町補助金等交付規則（昭和 58 年規則第 14 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第 2 条 支援金の対象となる法人等は、令和 7 年 6 月 1 日時点で、町内に法人等が運営する社会福祉施設が所在しており、かつ別表のいずれかに該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず法人等は、次の各号のいずれかにも該当しなければならない。

- (1) 今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 暴力団関係者（暴力団（安八町暴力団排除条例（平成 24 年安八町条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団もしくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- (3) 政治団体でないこと。
- (4) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、本支援金を交付することが適当でないと町長が認めるものでないこと。

(支援金の額)

第 3 条 対象法人等に交付する支援金の額は、別表に定める額を支給する。

2 支援金の支給は、法人等ごとに 1 回限りとする。

(支援金の申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）、令和7年度安八町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を、令和7年10月31日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する期限を変更することができる。

(支援金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の適否を決定し、令和7年度安八町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、条件を付することができるものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 町長は、支援金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他社会通念上著しく不適切な行為を行った場合。

2 町長は、前項の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めその返還を命ずるものとする。

3 町長は、第1項の取消しにより申請者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

(調査等)

第8条 町長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。

別表（第2条、第3条関係）

施設区分・提供するサービス種別等の区分	支給単価
高齢者福祉施設等 ①訪問系事業所 ・訪問介護 ・訪問看護ステーション ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②通所系事業所 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ③入所・居住系施設 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・軽費老人ホーム（A型・ケアハウス） ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅 ④短期入所生活介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ⑤居宅介護支援事業所 ⑥多機能型施設	1 法人等あたり <u>50,000円</u>

・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 障害福祉施設等 ①入所系施設 ・ 障害児入所施設 ・ 施設入所支援 ②通所系事業所 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 生活介護 ③訪問系事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ④相談等事業所 ・ 障害児相談支援 ・ 自立生活援助 ・ 就労定着支援 ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ⑤訓練・就労系事業所 ・ 自立訓練（機能訓練）（生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型・B型）	1 法人等あたり <u>50,000円</u>
--	--------------------------------